

医療局病院経営本部が所管する契約約款の取り扱い変更について

医療局病院経営本部では、横浜市総務局契約部が制定する契約約款（以下「本市契約約款」という。）とは別に本部で所管する契約約款を制定し運用してきましたが、令和 2 年 3 月 4 日付「医療局病院経営本部が所管する契約約款の取り扱い変更について」（以下「令和 2 年 3 月 4 日付通知」という。）にて、一部の契約約款については本市契約約款を準用して運用することとしてきたところです。

このたび、契約約款の運用の統一を図るため、下記の約款も廃止することといたします。

これらについても、今後は、横浜市総務局契約部が制定する契約約款を準用することとします。

1 新たに廃止する約款（全 2 件）

- (1) 工事請負契約約款
- (2) 製造請負契約約款

2 令和 2 年 3 月 4 日付通知にて廃止となった医療局病院経営本部所管の約款（全 9 件）

- (1) 物品供給契約約款
- (2) 物品製造（印刷製本）請負契約約款
- (3) 委託契約約款
- (4) 設計・測量等委託契約約款
- (5) 修繕請負契約約款
- (6) 賃貸借契約約款（レンタル用）
- (7) 賃貸借契約約款（リース用）
- (8) 電力供給契約約款
- (9) 売払契約約款

3 準用について

医療局病院経営本部が所管する工事請負契約約款及び製造請負契約約款については、今後、本市契約約款を準用します。

- ・「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、
- ・「横浜市契約規則」の該当条文は「横浜市医療局病院経営本部契約規程」の該当条文に、
- ・「公共工事の前払金に関する規則」の該当条文は「横浜市医療局病院経営本部公共工事の前払金に関する規程」の該当条文に読み替えて適用してください。

（裏面あり）

なお、横浜市総務局契約部が制定する契約約款は、「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からダウンロードから入手してください。

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

4 適用日

契約日が令和8年10月1日以降となるものについて適用します。

5 その他

医療局病院経営本部の独自規定である医薬品供給契約特約約款は廃止しません。

担当：医療局病院経営本部病院経営課

電話：671-4824